

# 委託契約書(案)

委託名称 福島県立テクノアカデミー郡山機械警備業務委託

契約金額

総額 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

各年度の内訳は、別紙「年度別・月別委託料支払額内訳書」のとおりとする。

委託場所 福島県郡山市上野山5番地

契約保証金 福島県財務規則の定めるところによる。

上記委託業務について、委託者 福島県(以下「甲」という。)と受託者 ○○○○(以下「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

(契約期間)

第1条 この契約の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、翌年度以降この契約に係る予算の減額又は削減があった場合、甲はこの契約を解除できるものとする。

(委託業務の履行)

第2条 乙は、別添警備業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に定められたところにより委託業務を履行しなければならない。

(受託者の善管注意義務)

第3条 乙は、善良な管理者としての注意をもって受託業務の遂行に当たらなければならない。

(再委託)

第4条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合において、乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(誠実履行の原則)

第5条 乙が業務を履行するに際し、甲と乙は協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(業務遂行状況の報告及び確認)

第6条 乙は、仕様書に定める業務遂行状況を毎月取りまとめ翌月10日までに甲に報告するものとし、甲は速やかに業務内容を確認しなければならない。

2 前項の確認の結果、乙の業務内容が著しく適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。

(契約金額の支払)

第7条 甲は、契約金額を別紙「年度別・月別委託料支払額内訳書」により支払うものとする。

2 乙は、業務内容について、前条の確認の結果適正であるとされたときは、請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

(損害賠償)

第8条 委託契約期間内に乙の責に帰すべき事由により盗難、損傷、その他事故が発生した場合は、その損害は乙が1事故につき、対人賠償、対物賠償合わせて10億円を限度として賠償するものとする。ただし、天災地変その他避けることのできない非常災害に基づく事由により生じた損害はこの限りではない。

(甲の解除権)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が契約を履行しないとき。

二 乙が契約解除を申し出たとき。

三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

四 乙が前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同上第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者、若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
  - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に委託期間の初日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、乙の承諾なしに譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第12条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持等）

第13条 乙は、業務履行中に知りえた甲又は甲の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。又、乙と乙の従業員、又は従業員間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(光熱水費等)

第15条 乙の業務履行に伴う光熱水費は甲の負担とする。

2 乙が業務を遂行するために必要な範囲で使用する電話料は甲の負担とする。

(補則)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年年4月1日

甲 住 所 福島県郡山市上野山5番地  
名 称 福島県  
福島県立テクノアカデミー郡山  
校 長 渡辺 秀徳

乙 住 所  
名 称

別紙

年度別・月別委託料支払額内訳書

(単位：円)

年度 月別	委託料支払金額				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
4月分					
5月分					
6月分					
7月分					
8月分					
9月分					
10月分					
11月分					
12月分					
1月分					
2月分					
3月分					
合計					